

生徒指導規程

神石高原町立神石小学校

第1章 総則

第1条 目的

この生徒指導規程は、神石高原町立神石小学校で学校教育を受ける児童の人格の完成と健やかな成長を願い、本校の教育目標を達成するためのものである。そのために、義務教育9年間の見通しを持った指導について小中の連携を図りながら、児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めたものである。

第2章 生徒指導の充実

第2条 生徒指導の三機能の活用

- 1 学校教育において生徒指導の三機能を生かした指導の充実を図る。
 - ①自己決定の場を用意する。
 - ・児童が決めたことを、常に「相手」と「自分」の両者を中心にすえて行動させる。
 - ②自己存在感を与える。
 - ・児童一人一人の存在を大切に思って指導する。
 - ③共感的人間関係を育成する。
 - ・教師と児童，児童同士の人間関係を築く。

第3章 学校生活に関すること

第3条 学校生活に関すること

- 1 校内外の学習活動及び登下校の際は、学校が定める服装のきまりを守る。
 - 清潔感のある服装・帽子を着用する。（華美でなく、動きやすいもの）
 - 体操着は学校で規定された体操着・帽子を着用する。
 - 下着は、白など落ち着いた色合いのものにし、ズボンやスカートからはみ出ないように、中に入れる。
- 2 頭髪・髪止め等は、学習にふさわしく華美にならない形とする。
 - 頭髪を染める、パーマをかけるなど故意に手を加えることはせず、清潔で自然な髪形であること。（ヘアアイロンなどで行う一時的なアレンジも不可）
 - 前髪は目にかからない程度に切る。また、女子の肩より長い髪は結ぶこと。
 - ゴムは黒・紺・茶など落ち着いた色のものとする。（シュシュや飾りがついている物はつけない。）

- 3 靴や靴下，校内シューズは学習にふさわしい色と形のものにする。
○靴は，白や黒などを基調とした華美でない，運動しやすい形のもので，厚底やハイカットは不可とする。
○校内シューズは白を基調としたものとする。（キャラクター絵や華美な模様は不可）
○靴や屋内シューズはかかとを踏んではかないこと。
○靴下は，白・黒・紺・グレーを基調としたものとし，安全のために引っかかりにくい形状のものとする。
- 4 手首や足首にアクセサリー（ミサンガ・ラバーブレスなど）やゴムはつけない。

第4条 校内での生活時間

- 1 集団生活の規律を維持し，だれもが気持ちよく過ごすことができるよう，日課を守る。
- 2 授業や活動の開始の合図（チャイム）とともに活動できるように，時間を守り移動・準備をする。

第5条 学校内での行動

- 1 礼儀正しくけじめある生活，丁寧な言葉づかい，気持ちのよいあいさつをし，誰もが気持ちよく生活できるようにする。（1学年から適切に指導する。）
- 2 始め・終わりの挨拶を規律正しく行い，1時間の授業を大切にし，目標を持って集中して取り組む。
- 3 いじめ，悪口，暴力行為等，人の心身を傷つける行為は禁止する。
- 4 学習に集中し，用がないのに教室から出歩かない。
- 5 学習具・遊具・施設備品等を大切に使用し，責任もって片付けや返却をする。
- 6 係活動・当番活動は責任を持って進んでする。
- 7 清掃中は無言とし，時間いっぱい取り組むとともに，進んで環境美化に努める。

第6条 所持品

- 1 学習に必要なものを常に忘れないように持参する。（忘れ物をした際は担任に報告する。）
- 2 筆箱の中身についての約束を守り，シャープペンシルは持ってこない。
（筆箱には，授業に使う鉛筆，消しゴム，定規，その他必要なペンを入れる。）
- 3 学校生活に不必要なものや金品は持ってこない。（キーホルダーや装飾品のついた筆記用具も不可）
- 4 携帯電話やゲーム・漫画・菓子などを持ち込まない。
- 5 必要な場合は持ち物検査を行い，違反があった場合は，学校で預かり保護者へ返す。違反の繰り返しや事実が重大な場合（危険物の持ち込みなど）は特別な指導を行う。

第7条 欠席等の手続

- 1 欠席・遅刻等の場合は、保護者が始業の時刻（午前8時15分）までに学校へ連絡する。
- 2 早退等を希望する場合は、少なくとも1時間前までに保護者が学校へ連絡をする。
- 3 バス通学の児童が欠席する場合、バス会社への連絡はバス到着時刻の10分前までに保護者が行う。

第8条 通学

- 1 児童の通学に関しては、徒歩・通学バス等学校の規定した方法による。
- 2 届け出た通学路で登下校をし、登校は午前8時10分までに完了する。
- 3 防犯ベル及びクマ鈴をつけ、交通ルールを守って登下校をする。
- 4 怪我や体調不良等により保護者が自家用車で送迎する場合は、神石支所前までとする。
(学校へ続く坂道は、登下校の時間は自動車通行不可とする。)
- 5 特別な事情等については、教育的配慮をもとに保護者と学校が協議して対応を決める。

第9条 改善指導

- 1 学校生活に関する規定に逸脱している場合は、学校で指導するとともに、保護者と連携をとり、家庭でも改善するよう指導してもらう。

第4章 校外生活に関すること

第10条 家庭生活

- 1 規則正しい生活（早寝・早起き・歯磨き・学習時間）を自主的に送る習慣をつけ、健康に気をつける。
- 2 家族の一員としての意識を持って生活し、できることから自分の役割を積極的に果たすようにする。

第11条 校外で遊ぶ時

- 1 自他の生命を尊重し、他の人に迷惑をかけないことを基本として、遊ぶ場所・方法をよく考える。
- 2 お金を勝手に持ち出さず、子ども同士のおごり合いやゲームの貸し借りはしない。
- 3 自分たちの責任の範囲内での遊びをし、危険な遊びはしない。
- 4 友だちの家に遊びに行くときは、挨拶や片づけ等、ルールやマナーを守る。
- 5 交通ルールを守り、交通安全を心がける。

(自転車に乗る際は必ずヘルメットを着用し、左側通行を基本とする。)

(保護者の付き添いなしで自転車に乗って出かけてよい学年は第4学年からとする。)

- 6 帰宅時刻を保護者に伝え、その時刻までに帰宅する。
(夏は午後5時30分、冬は午後5時までには帰宅すること。)

第5章 特別な指導に関する事

第12条 問題行動への特別な指導について

次の問題行動を起こした児童で、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。また、必要に応じ、警察などの関係諸機関と連携する。

(1) 法令・法規に違反する行為

- ①飲酒・喫煙
- ②暴力・威圧・強要行為
- ③建造物・器物破損
- ④窃盗・万引き
- ⑤交通違反
- ⑥その他法令・法規に違反する行為

(2) その他本校の規則等に違反する行為

- ①いじめ
- ②授業妨害
- ③登校後の無断外出・無断早退
- ④指導に従わない等の指導無視及び暴言等
- ⑤カンニング行為等の不正行為
- ⑥不要物の持参及び使用（携帯電話・ゲームなど）
- ⑦その他、学校が教育上指導を要すると判断した行為

第13条 特別な指導は、事実確認の上、次の通りとする。

- ・状況の聞き取り
- ・指導と学習
- ・反省文を書かせる。（何がいけないのか、これからどうするのか。）
- ・謝罪や弁償が必要な場合は謝罪・弁償をさせる。

第14条 反省指導は学校反省とし、別室で行う反省指導と通常の学校生活（授業等）で行う授業反省の2段階とする。

神石っ子10の努力目標

神石小学校

1 自分の考えをはっきりと持ち、友達の心をしっかりと受け止める。

- 自分を大事にするために、自分の考えをはっきりさせよう。
- 友達を大事にするために、友達の声（表現）をしっかりと聞こう。

2 さわやかなあいさつをし、ありがとうと言える。

- 笑顔であいさつができる明るく、うるおいのある神石小学校にしていこう。
- 感謝の気持ちを「ありがとう」と言葉で伝えられる子になろう。

3 掃除を無言でやりとげられる。

- 自分たちの学校や学級は自分たちできれいにしよう。
- 役割分担をして協力し、仕事に集中して責任をもってやりとげよう。

4 他人の立場や気持ちを考えて行動する。

- 廊下を静かに歩こう。
- 安全を第一に考え、互いに注意してよりよい集団にしよう。

5 体力を伸ばし、たくましく活動する。

- みんなではげまし合い、競い合い、互いの努力を認め合おう。
- 休憩時間や放課後はしっかり外で遊び、リーダーを中心にした活動をしよう。

6 継続することを大事にし、最後までやり抜く。

- 毎日、日記を書こう。
- 疑問（「なぜ？」）を大切にし、筋道を立てて考え、問題を解決していこう。

7 計画をもって生活する。

- 目標を決め、計画を立て、自分（自分達）でやろう。
- 自分の生活を日記に書いてふりかえろう。

8 読書の習慣をつける。

- すてきな本は一生の友です。その友と出会うために、たくさんの本を手にしよう。
- 知りたいことを見つける力をつけるために、様々で豊かな読書をしよう。

9 身の回りを美しくする。

- 3S（「整理・整とん」，「清掃」，「清潔」）に気をつけ、気持ちのよい生活を送ろう。
- 花壇や学級園、鉢やプランターの花を大切に育てよう。

10 「きまり」や「約束」を大切にし、共に生きる。

- みんなと共に生きるために「きまり」や「約束」を守ろう。
- 「分かち合う」ことや、「ありがとう」の気持ちを大事にしよう。